



放送受信料の免除についてのお知らせ

このたびの豪雨により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。
NHKでは「平成26年8月豪雨」で被災された世帯や事業所を対象に、次のとおり放送受信料の免除を行います。

免除の対象	免除の期間
災害救助法が適用された福知山市の半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約	平成26年8月から平成26年9月まで (2か月間)

免除の手続きについて

- 免除に該当される場合は、お手数ですが「放送受信料免除申請書」に「り災証明書の写し（コピー）」を添えて、下記までお送りください。
- 既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を2か月間繰り下げさせていただきます。（返金を希望される場合は別途下記までご連絡ください。）
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

「放送受信料免除申請書」「り災証明書」のお送り先・免除に関するお問い合わせ先

NHK京都放送局 営業部

〒604-8515 京都市中京区烏丸御池下る虎屋町576番地

TEL (075) 251-1595 (土日祝除く午前10時～午後17時)

きりとり

放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

「平成26年8月豪雨」における被害に伴い、日本放送協会放送受信料免除基準第1項(6)に該当しますので申請します。

お名前（契約者氏名）		電話番号	
ご住所			

* 記載していただいた個人情報は放送受信料の契約・収納のほか、免除基準の適用、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。